

知っていますか？

障害者差別解消法

—障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律—

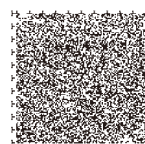


障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的とした法律です。

この法律では、障害者への差別として、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」を規定しています。

＊障害のある人が日常生活などで受ける制限は、社会の側にバリア（社会的障壁）があることによって生じるもの、という「障害の社会モデル」の考え方にに基づいています。



障害者差別解消法では、障害のある人への

「不当な差別的取扱い」を禁止し、

「合理的配慮の提供」を義務としています

障害のある人が買い物に訪れたとき



車いすの方は
入れません



取りたい品に
手が届きません



お取り
しますね

*障害者とは、心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことです。
(障害者手帳のない方も含みます。)

× 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、サービスの提供を拒否する、障害がない人には付けない場所・時間帯等の条件を付けるといったことによって、障害のある人の権利や利益を侵害することを禁止しています。

■ 不当な差別的取扱いの例



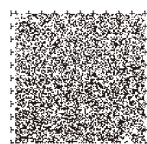
障害を理由に
物件の紹介を
断る



付添い
なしでの
利用を断る

※ 正当な理由について

客観的に見て正当な目的の下で行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。実際に相当するかは、具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断されます。



● 判断の要素 安全の確保、財産の保全、事業内容の維持、損害発生の防止等

ポイント

正当な理由があると判断した場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めましょう。

○ 合理的配慮の提供

障害のある人から、「社会的なバリア（社会的障壁）を取り除いてほしい」と伝えられた場合に、実施するための負担が過重でないときには、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが義務付けられています。

■ 合理的配慮の提供の例 障害の種類や事業の分野によって、配慮は異なります。



タッチパネルでの
注文を替わって
操作する



手話やジェスチャー、
筆談によってコミュ
ニケーションをとる

※ 過重な負担について

実現可能性や費用・負担等を考慮し、具体的場面や状況に応じて、総合的・客観的に判断されます。

● 判断の要素 事業への影響の程度（内容・機能等を損なうか）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約）、費用・負担の程度、事業規模等

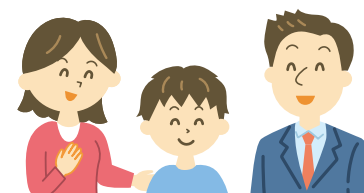
ポイント

過重な負担と判断した場合は、その理由を丁寧に説明し、代替案について建設的対話を行いましょう。

⚠ 「もし何かあったら…」 「前例がありません」 「特別扱いできません」という理由では不十分で、何ができるかをお互いに話し合うことが大切です。

建設的対話

合理的配慮の提供にあたっては、双方が実現可能な対応案を考えていく建設的対話が重要です。対応が困難に思われる場合であっても、建設的対話を通じて、お互いに納得できる対応が見つかるかもしれません。



例 こどもが聴覚過敏のため、緊急車両のサイレンが聞こえると興奮してしまいます。教室の窓を防音窓にしてもらえませんか。



防音窓にするのは難しいので、一緒に他の方法を考えましょう。普段はどのように防音しているのですか？

イヤーマフを使っていますが、一人では着けられず、声かけや手伝いが必要です。

事業者(学習塾)の先生



障害のあるこども
(発達障害)の保護者

緊急車両が通る時には、イヤーマフ着用の声かけやお手伝いをしますよ。

助かります。こどもにイヤーマフを持たせます。



障害者差別解消法Q&A

障害者差別解消法について、
詳しく知りたい方はこちら



Q どのような合理的配慮をすべきか
具体的に教えてください。

A 各省庁は所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を定めています。内閣府はポータルサイトで、障害特性ごとの合理的配慮に関する事例等を紹介しています。



Q 障害を理由に差別するような店舗や会社があるので、行政から指導してほしいのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことがあります。まずは最寄りの市区町村の障害福祉担当部署もしくは、「つなぐ窓口」へご相談ください。

Q 職場で障害を理由とする差別を受けているのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 雇用の分野における障害者への差別については、障害者雇用促進法で禁止されています。まずは最寄りのハローワークへご相談ください。

障害者差別解消法に関する相談窓口 つなぐ窓口

障害のある方や事業者の方からの障害者差別解消法に関するご相談を受けし、適切な自治体・各府省庁の相談窓口へ円滑におつなぎするための調整・取次を行っています。お気軽にご相談ください。

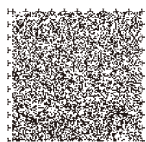
☎ 0120-262-701 毎日 10:00-17:00 (祝日・年末年始除く)
※手話リンクもご利用いただけます

✉ info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

🌐 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu



WEB
サイトは
こちら



内閣府 政策統括官(共生・共助担当) 付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎 8 号館

電話 03-5253-2111